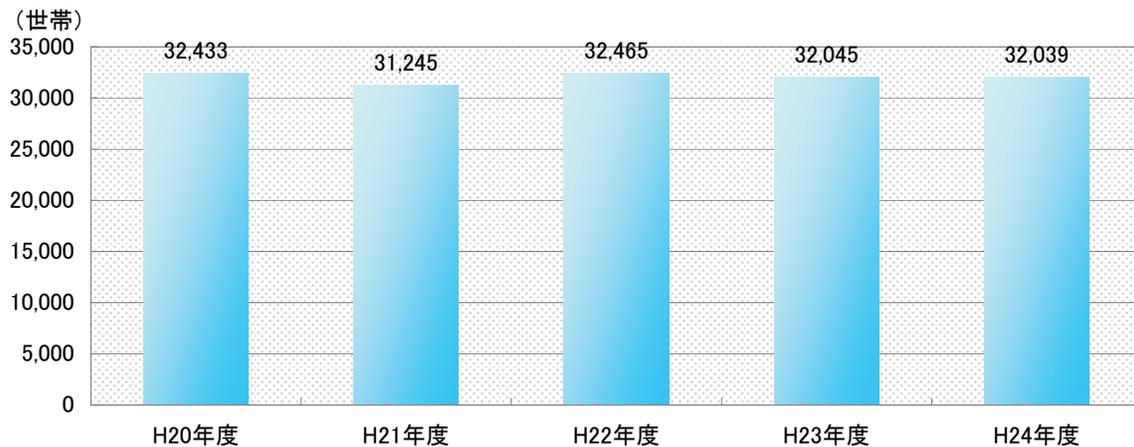


◆防災市民組織の加入世帯

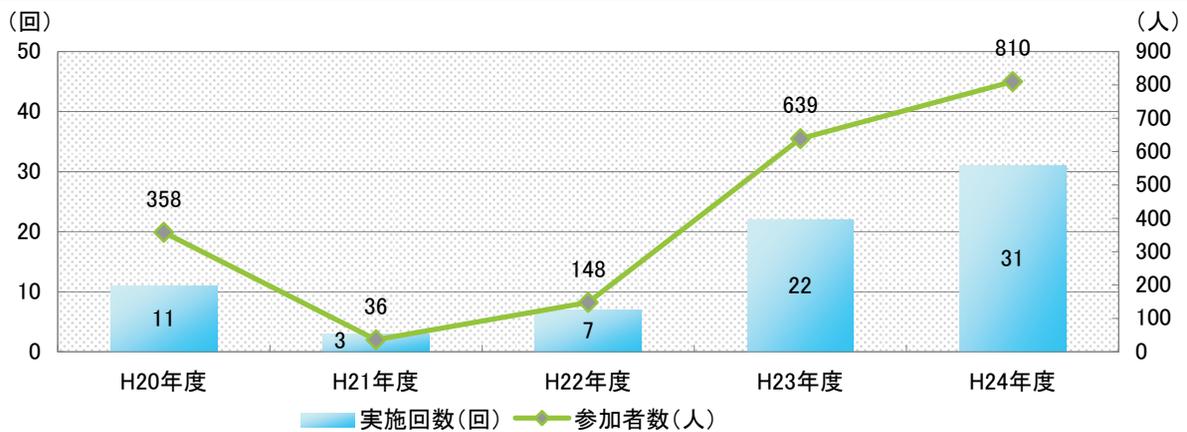
団体数が増加する一方で、加入世帯数は平成 22 年度以降減少に転じており、加入の促進が課題となっています



資料：総合防災安全課

◆出前講座の実施状況

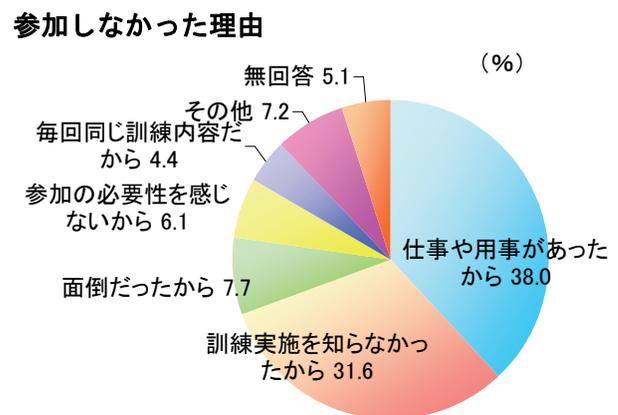
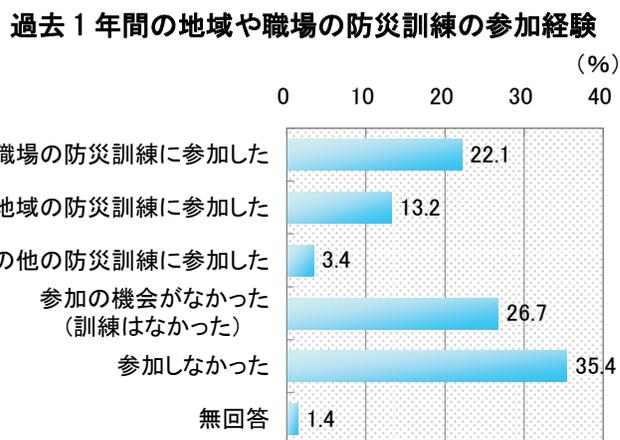
東日本大震災発生以降、災害対策等の講座の実施回数を増やしており、参加者も増加傾向にあります



資料：総合防災安全課

◆過去 1 年間の地域や職場の防災訓練の参加経験

過去 1 年間防災訓練に参加しなかった、または参加の機会がなかった市民が半数以上となり、参加しやすい形態や訓練実施の周知が課題です



資料：調布市 防災に関する市民意識調査報告書 (平成 24 年 3 月)

◆避難所運営マニュアルの策定状況

平成 25 年度末までに、10 地域 12 校で地域主体のマニュアルが作成されています

◆食料・水の防災備蓄状況

見直し後の被害想定に対しても、概ね避難者の生活を3日間程度支えられる備蓄があります
 水については、備蓄の飲料水と市内11か所に設置する給水拠点等での給水、消火栓を使用した応急給水、施設の受水槽の利用等により必要量を確保する体制を構築しています
 新たな想定のもと、順次飲料や飲料水等の備蓄品についても増やしていきます

備蓄状況

	食数(食・ℓ)	日数	単位	最低必要数	備蓄状況 (避難所・避難所以外の合計)
アルファ米	3	3	食	207,000	237,550
飲料水	3	3	リットル	207,000	25,656
※飲料水については、給水拠点からの配水を行います。各避難所には飲料用給水槽の設置を行います。					
毛布			枚	23,000	30,480
肌着(男女分)			枚	23,000	29,600
マスク			枚	23,000	140,000

資料：調布市地域防災計画
 ※避難所生活者23,000人を想定

給水拠点

区分	施設名等	所在地	容量
浄水所・給水所	仙川浄水所	仙川町3-6	970 t
	上石原浄水所	上石原1-34-7	3,380 t
	西町給水所	西町717	20,000 t
	深大寺浄水所	深大寺南町5-56-1	29,700 t
流水タンク	品川通り下	菊野台2-34	100 t
	調布中学校	富士見町4-17-1	50 t
	第四中学校	若葉町3-15-1	40 t
	布田小学校	染地1-1-85	40 t
	第一小学校東側	小島町1-9	100 t
	神代中学校	佐須町5-26-1	40 t
(防災井戸) 災害対策地下水利用システム	たづくり西側	小島町2-33-1	(日量)200 t
その他	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市泉本町4-11-1	(日量)約300 t

資料：調布市地域防災計画

◆地域の組織による要援護者支援体制

平成25年度に、5自治会と市で「災害時要援護者の支援に関する協定」を締結し、地域の共助による災害時要援護者への安否確認や避難支援のための体制整備を進めています
 今後、更なる協定の締結が必要です

Column

【都】東京都帰宅困難者対策条例(平成25年4月)

- 大規模災害発生時に多くの人が帰宅を開始しようとするれば、火災や建物倒壊等により、自ら危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施しなければならない救助・救援活動等に支障が生じる可能性があるため、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を制定

都民に求められること	事業者求められること	都が今後取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> むやみに移動を開始しない 家族との連絡手段の複数確保 徒歩帰宅の場合の経路確認など 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の一斉帰宅抑制 3日分の水・食料等の備蓄 従業員との連絡手段確保 駅や集客施設での利用者保護 学校での児童・生徒の安全確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認と情報提供のための体制整備 一時滞在施設の確保 帰宅支援施設や代替輸送手段の確保など (関係機関との連携により実施)

01-2 災害に強い都市基盤の整備

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修率	4.1% (H24)	100% (H27)
●骨格となる都市基盤の整備			
●橋りょう・下水道などの耐震化の促進			

学校施設は災害発生時に緊急避難場所や避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が重要です。国では平成 23 年に「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、公立学校施設の耐震化を平成 27 年度末までのできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出しています。

調布市は既に、災害時の避難所となる学校施設の耐震化に重点的に取り組み、平成 22 年度までに市内すべての市立小・中学校で完了し、その他の公共施設についても耐震化が完了しています。

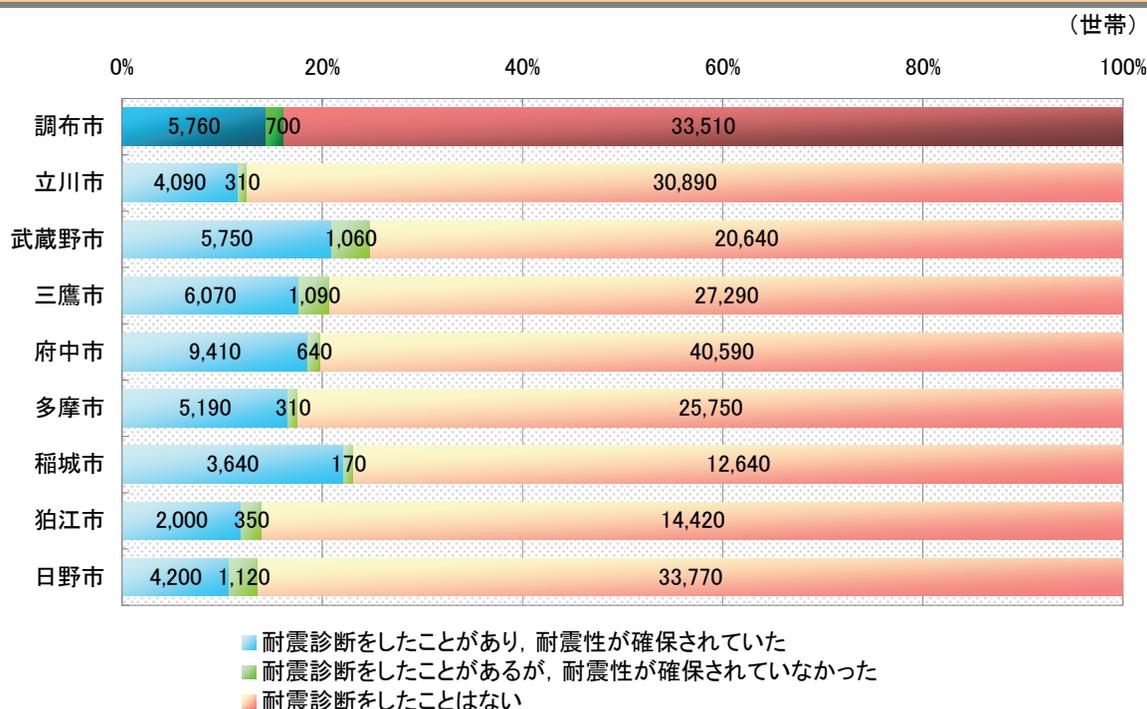
東京都は、平成 23 年 4 月に震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を施行し、震災時に重機や物資を運ぶ特に重要な道路を「特定緊急輸送道路※」として指定しています。

住宅及び民間特定建築物については、平成 23 年 7 月に改定した調布市耐震改修促進計画において、平成 27 年度までに耐震化率 90%とする目標を掲げ、計画的な耐震化を促進しています。特定緊急輸送道路の沿道建築物については、平成 27 年度耐震改修率 100%に向けて、所有者の方々に耐震化に係る費用の一部を補助し、沿道建築物の耐震化を促進しています。引き続き沿道建築物の耐震改修率を高めていく必要があります。

※特定緊急輸送道路：特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として東京都が指定するもので、その沿道建築物については耐震診断実施が義務化されている（平成 27 年 3 月末まで）。調布市内では、中央自動車道、甲州街道、鶴川街道、三鷹通り、東八道路、品川通りの一部、スタジアム通りの 7 路線などが該当する。

◆住宅の耐震診断の有無別持ち家数（平成 20 年比較）

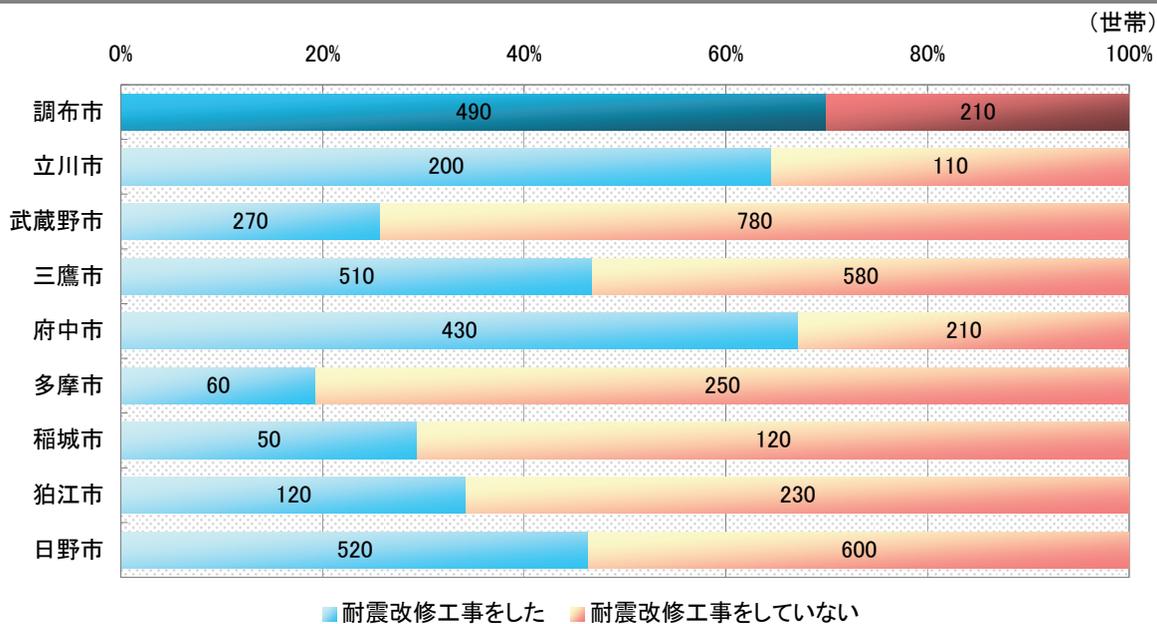
調布市における耐震性のある住宅の割合は近隣市の平均程度ではあるものの、各市とも依然 7 割以上の住宅で地震の際の安全性が確認されていません



資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年 10 月）

◆耐震性が確保されていなかった住宅の耐震改修工事の状況別持ち家数（平成20年比較）

耐震診断により、耐震性が確保されていないと判明した場合の改修工事は進んでいることから、耐震診断の促進が必要です



資料：住宅・土地統計調査（平成20年10月）

◆【まちづくり指標】特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修率（平成24年度末）

耐震改修率は4.1%にとどまっております。発災時の通行を確保するため、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進が急務です

対象路線・補助対象建築物数	実施件数	対象建築物の耐震改修率	目標値
計73棟 (甲州街道31棟, 三鷹通り36棟, 品川通りの一部6棟)	3棟	4.1%	100% (平成27年度)

資料：住宅課

01-3 消防力の強化

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値(年度)	目標値(年度)
●消防施設の適切な整備・管理の推進 ●消防団の円滑な運営と対応能力の向上 ●消防力(常備消防等)の維持・向上	防火貯水槽の整備区域	385区域 (H23)	399区域 (H30)

地域の防災力の中心・中核として、常備消防とともに不可欠な消防団^{*}については、全国的に団員の減少・高齢化等の問題がみられます。

調布市消防団は団員確保に向け、在住者はもとより、在離者の入団や、消防団広報誌を毎年発行し、消防団員の確保に努めています。調布市では火災件数こそ減少しているものの、独居高齢者宅の火災が多く見られ、火災予防の呼びかけなどの重要性が高まっていることから、団員の確保に向けて市民の活動への理解を深めていく必要があります。

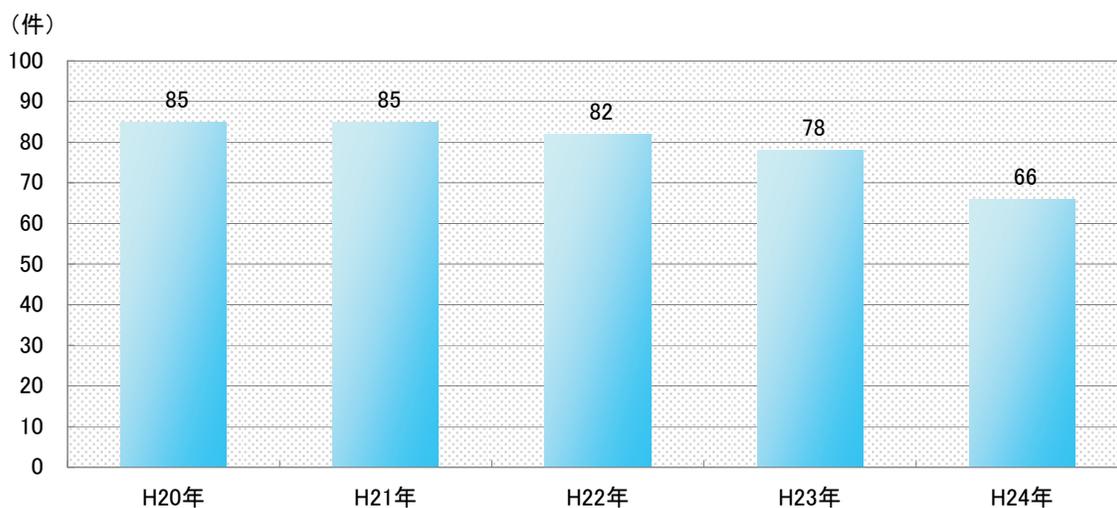
また、災害時に迅速な消火活動を展開できるよう、消火栓・防火貯水槽などの消防水利施設の整備・更新や、消防団の装備品等の更新などを計画的に行っていく必要があります。

^{*}消防団：常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員による防災機関

◆火災件数

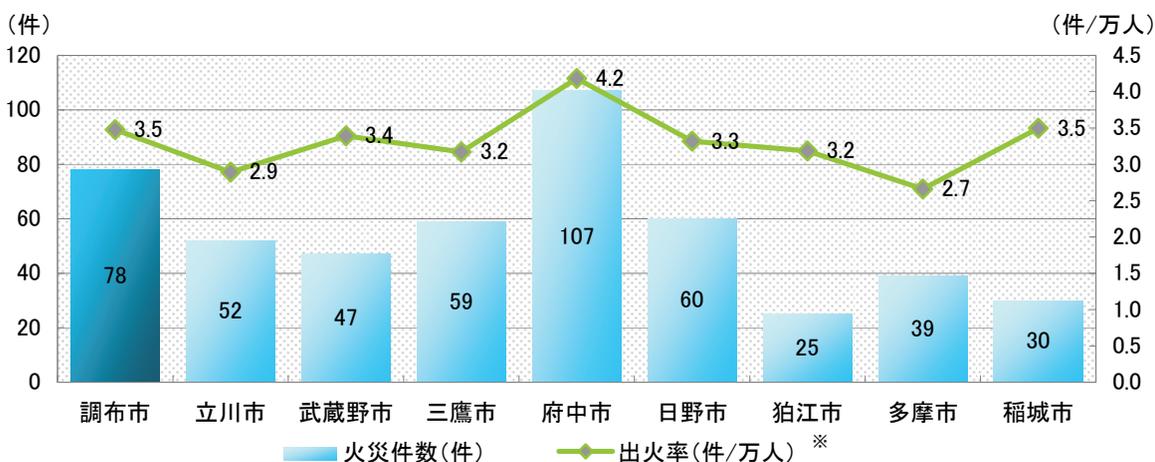
火災件数は減少傾向であるものの、近隣市の中では出火率が2番目の高さとなっています

推移



資料：調布消防署

平成23年比較

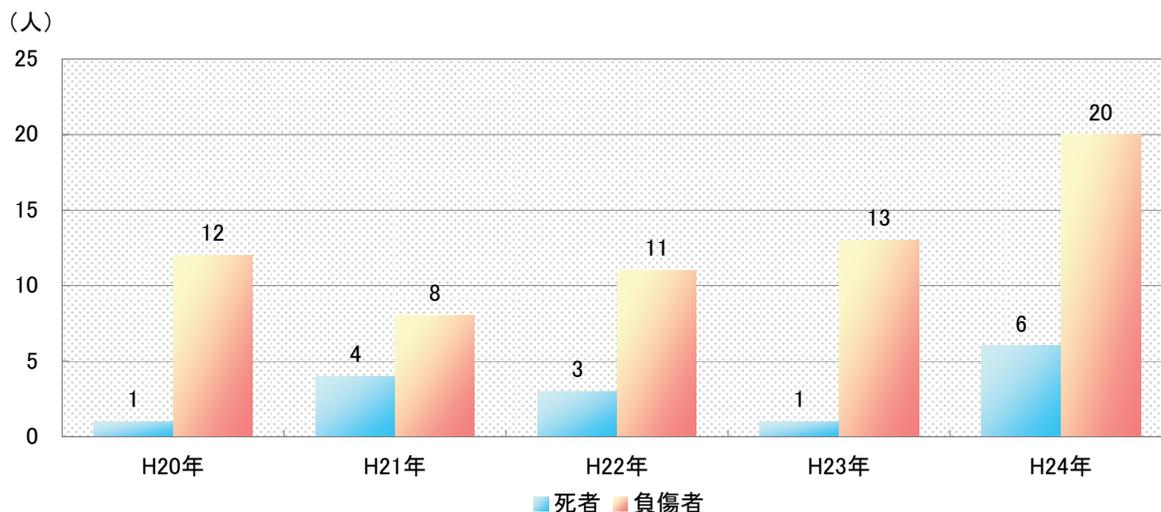


資料：東京都総務局総合防災部防災管理課

※出火率は、人口（平成24年1月1日現在の推計人口）1万人当たりの火災件数を表示。

◆火災による死傷者数

火災件数が減少する一方で、負傷者は増加が続いています



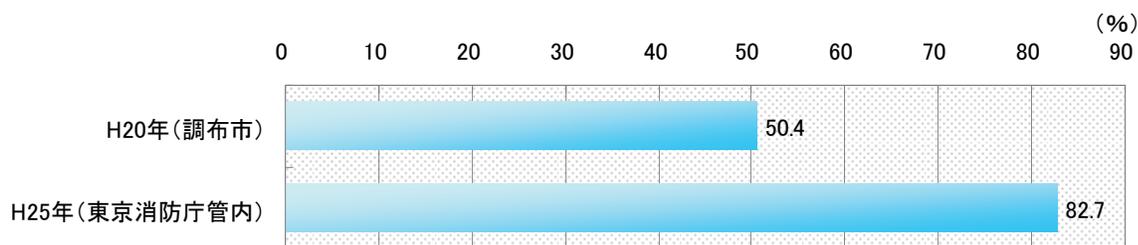
資料：調布消防署

◆消防団の定員充足状況

平成 20～24 年まで、充足率は 100%（定員 304 人）となっています

◆自動火災感知設備の設置割合

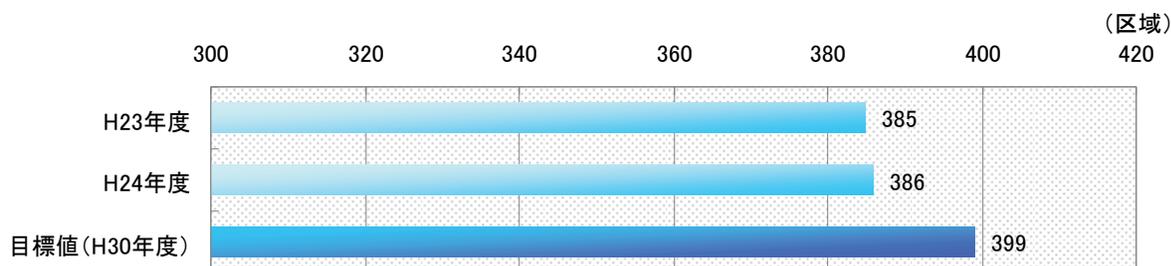
平成 22 年の設置義務化により設置割合は 8 割まで増加したとみられます



資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年 10 月），
総務省「住宅用火災警報器の設置状況の推計結果（平成 25 年 6 月 1 日時点）」
※平成 25 年の値は推計値

◆【まちづくり指標】防火貯水槽の整備区域

今後 6 年間で 13 区域に設置予定です



資料：調布消防署

Column

◆消防団員の減少

- 消防団は、地域の防災力の中心・中核として、常備消防と連携しながら消火、救助等の活動を行うとともに、東日本大震災等においても多くの消防団員が出動し、住民生活を守るために不可欠な役割を果たしたほか、日常においても、各家庭の防災指導、防災訓練、巡回広報等住民生活に密着したきめ細かな活動を行っており、地域の防災活動の要になっています。しかし、社会環境の変化やコミュニティ意識の希薄化等に伴い、団員の減少、高齢化等が進んでいます。
- 消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」によれば、地域コミュニティにおける防災活動において中心的な役割を果たしてきた消防団の団員数は減少が続いており、近年は 90 万人を割る状況となっています。また、30 代以下の団員が 6 割を切っており、20 代以下の団員に至っては 2 割を切るまで減少しています。

資料：平成 25 年版 防災白書

◆火災による死者のうち、高齢者の割合が 64.4%

- わが国の火災による死者数（放火自殺者等を除く）を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が 860 人（64.4%）を占めており、特に 81 歳以上が 355 人（26.6%）となっています。また、人口 10 万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に 81 歳以上の階層では、全年齢層における平均 1.04 人に比べ 4.54 倍となっています。

資料：平成 25 年版 防災白書

施策 02 防犯対策の推進

対象	市内にいるすべての人	意図	安心して生活できる安全な環境をつくる
施策の方向	市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進, 地域ボランティアによる防犯活動の促進, 市民, 地域, 警察, 行政の協力体制の維持・向上により, 市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。		
基本的取組の体系	02-1	身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進	
	02-2	犯罪抑止対策の推進	

調布市内刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、万引きや空き巣、ひったくり、自転車盗など身近な犯罪は、未だ多い状況にあり、市民、地域、警察、行政が連携し対策を進めていく必要があります。なかでも振込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、都内でも被害が多く、調布警察署と連携しながら、市報やホームページなどによる啓発活動をはじめ、各種キャンペーンでの広報活動や、調布市防災・安全情報メールによる注意喚起を行い、被害防止の啓発に努めています。

平成 24 年 7 月の調布市暴力団排除条例施行を機に、平成 24 年 8 月に警視庁調布警察署と「調布市における施設及び事務事業等からの暴力団排除に係る合意書」及び「調布市安全・安心まちづくりに関する覚書」を締結し、さらなる安全・安心のまちづくりを進めています。

◆調布市の防犯の取組

安全・安心パトロール	防犯パトロールの支援
<p>◆青色防犯パトロール(青色回転灯を装着した車両によるパトロール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども安全・安心パトロール…下校する児童・生徒の安全を守るため、小・中学校や児童館などの施設や通学路を重点としたパトロールを実施 夜間安全・安心パトロール…夜間から翌朝にかけて、ひったくり、車上ねらい、侵入盗などの犯罪被害を防ぐため、市内全域をパトロール <p>◆調布駅南口周辺パトロール</p> <p>調布駅南口に設置した「調布市安全・安心見廻組屯所」を拠点とし、調布駅南口周辺のひったくりなどの街頭犯罪に対する犯罪抑止活動のほか、都市美化や違法駐車などへの対応も視野に入れた活動を実施</p>	<p>地域における防犯まちづくりを進めるため、防犯パトロール用品の貸与により、地域の自主防犯活動を支援</p> <p>◆地域での自主的な防犯パトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯ベスト、腕章、懐中電灯(ペンライト)、信号灯点滅式電灯、防犯笛、自転車かごプレートの貸与 <p>◆わんわんパトロール(愛犬との散歩の時間を活用したパトロール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 腕章、リードカバーの貸与 <p>◆青色防犯パトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯の貸与、講習会の実施など

資料：調布市ホームページ，総合防災安全課

02-1

身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> ●身近な犯罪に対する防犯意識の向上 ●防犯教育の推進 ●個人や地域における防犯活動支援 	治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合	78.3% (H24)	80.0% (H30)

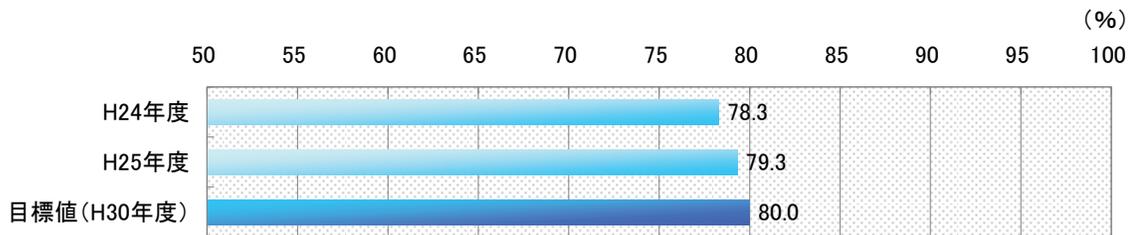
調布市では防犯に関する情報のメール配信，市報，調布エフエム，ケーブルテレビなど，様々な媒体や機会を活用し，犯罪の防止と防犯意識の向上に取り組んでいます。

近年では犯罪件数の減少により，市民の犯罪発生に対する不安感は少なくなりつつありますが，引き続きだれもが安心して暮らせる安全な地域社会を実現するため，警察をはじめとする関係機関との連携・協力のもと，地域で支え合い，守り合う自主的な防犯活動を促進し，犯罪を未然に防止し，安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

◆【まちづくり指標】治安や犯罪への市民の意識

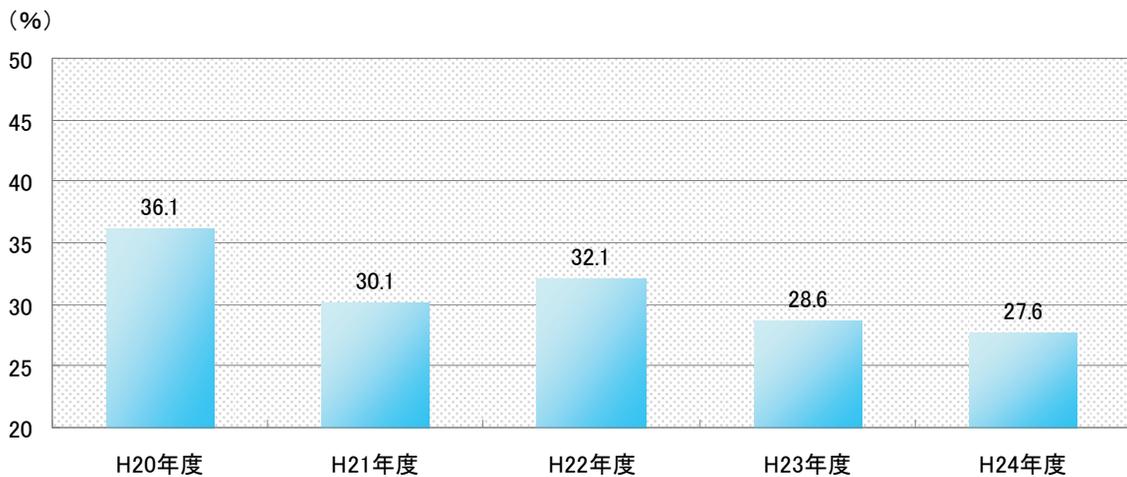
8割近くの市民が安心して暮らせると感じており，身近な犯罪への不安感も少なくなりつつあります

治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合



資料：調布市民意識調査

身近な犯罪に不安を感じる市民の割合



資料：調布市民意識調査

◆防犯パトロール支援用品貸与団体（20年度～24年度）

自治会等	学校・PTA等	関係機関
66 団体	24 団体	6 団体

資料：総合防災安全課

02-2 犯罪抑止対策の推進

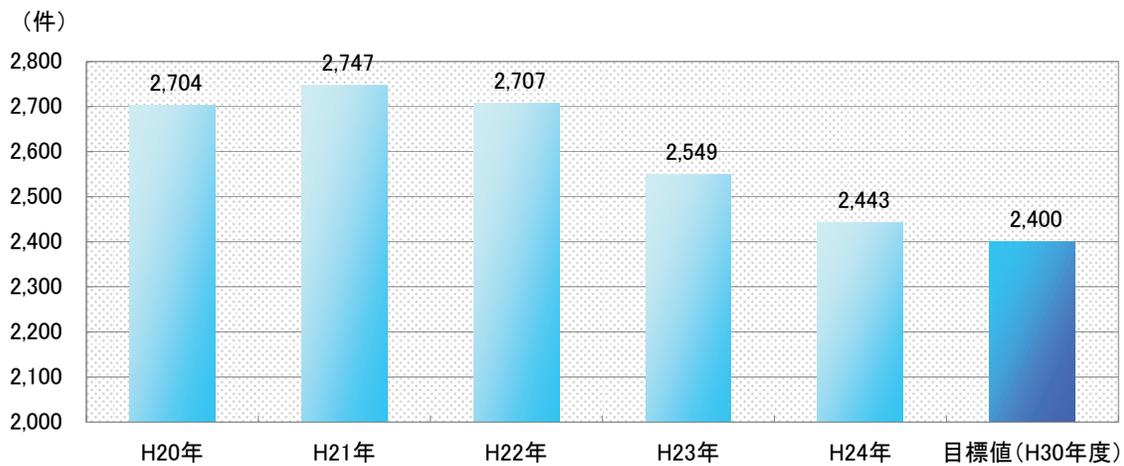
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●安全・安心パトロールの実施 ●犯罪が発生しにくいまちへの環境整備	市内刑法犯認知件数（暦年）	2,549 件 （H23）	2,400 件 （H30）

調布市では、道路の明るさの改善や公園の整備において死角となるスペースを生まないなど、防犯の視点からの環境整備に努めています。今後、さらに犯罪の起きにくい環境整備を進めていくにあたり、関係部署と連携を深めていく必要があります。

◆【まちづくり指標】市内刑法犯認知件数（暦年）

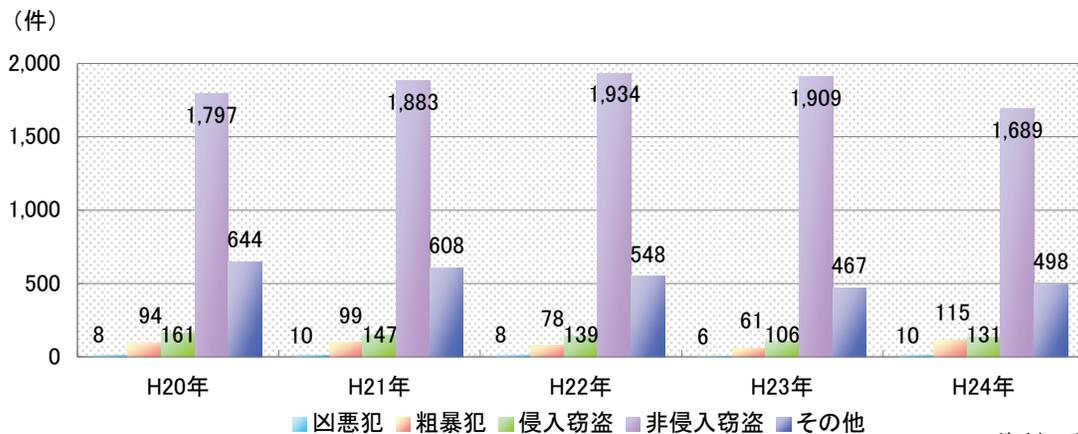
平成 21 年以降減少が続いていますが、粗暴犯、侵入窃盗などは平成 24 年に増加に転じています

推移（総数）



資料：調布警察署

推移（犯罪別）



資料：調布警察署

◆防犯設備の設置補助

平成 20～21 年度に、防犯カメラを商店街へ計 34 台設置補助しています

H20 年度		H21 年度
調布銀座商栄会協同組合	仙川商店街協同組合	多摩川住宅中央名店街
6 台	19 台	9 台

資料：総合防災安全課

施策 03 消費生活の安定と向上

対象	消費者	意図	安全で安心な消費生活をおくることができる
施策の方向	市民が、自らの自覚と判断により消費トラブルから身を守り、安心して生活できる消費者となるよう支援します。また、消費トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できる相談体制を整えます。		
基本的取組の体系	03-1	消費者啓発事業の充実	
	03-2	消費者相談の充実	

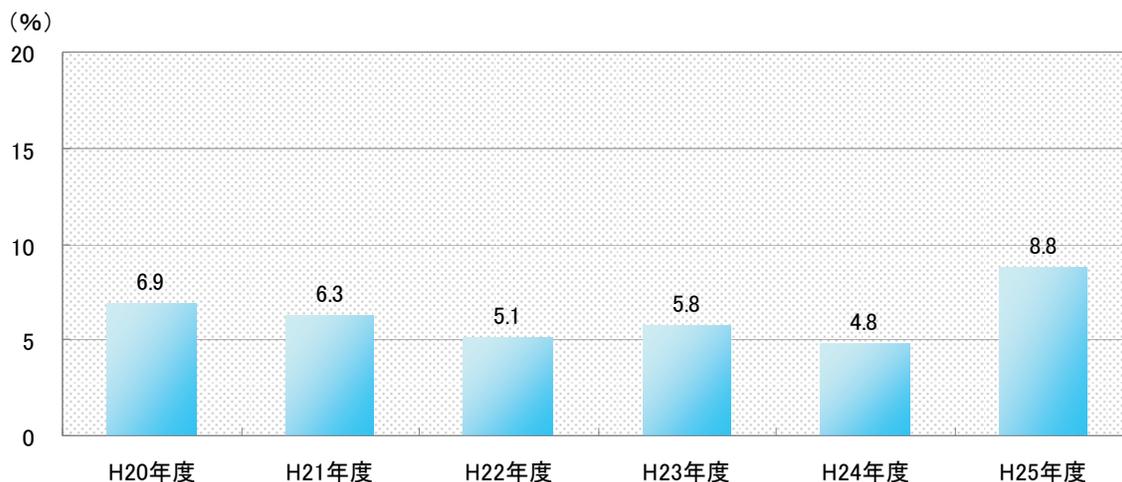
平成 23 年度の GDP（名目国内総生産）における家計消費の占める割合は 6 割と、消費活動が社会経済に与える影響は大きく、経済の持続的な発展には消費者の主體的、能動的な消費活動の能力を育む必要があります。

高度情報化、国際化、規制緩和など、消費者を取り巻く環境は著しく変化しています。こうした状況は、消費者にとって利便性をもたらす一方、販売方法や契約手続きに関する消費者トラブルを複雑かつ拡大させる側面もあり、課題となっています。

調布市では、消費者トラブルに巻き込まれそうになる市民の割合は減少傾向が続いていましたが、平成 25 年度に再び増加に転じています。複雑かつ多岐にわたる消費者問題へ巻き込まれることのないよう、引き続き市民への啓発や相談体制の充実に努めていく必要があります。

◆この 1 年で消費者トラブルに巻き込まれそうになった市民の割合

近年減少傾向にありましたが、平成 25 年度は増加に転じ、過去 6 年間で最も高くなっています



資料：調布市民意識調査

03-1 消費者啓発事業の充実

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●市民生活に役立つ消費者情報の提供 ●消費者教育の充実	消費者まつり，消費者講座等の参加者数	1,751人 (H23)	2,100人 (H30)

わが国では、製品事故や食品の偽装表示や不正表示、訪問販売等による悪質商法被害、クレジット契約による多重債務など消費生活における被害が多発しており、被害にあわないための知識の普及や、被害にあった場合の対処についての情報の提供が必要です。

情報通信サービスの普及により、インターネット取引に係る消費者トラブルが各年代とも相談の上位となっています。特に、情報メディアを介した若者の消費者トラブルは低年齢化の傾向にあることから、低年齢層への消費者教育が必要となっています。

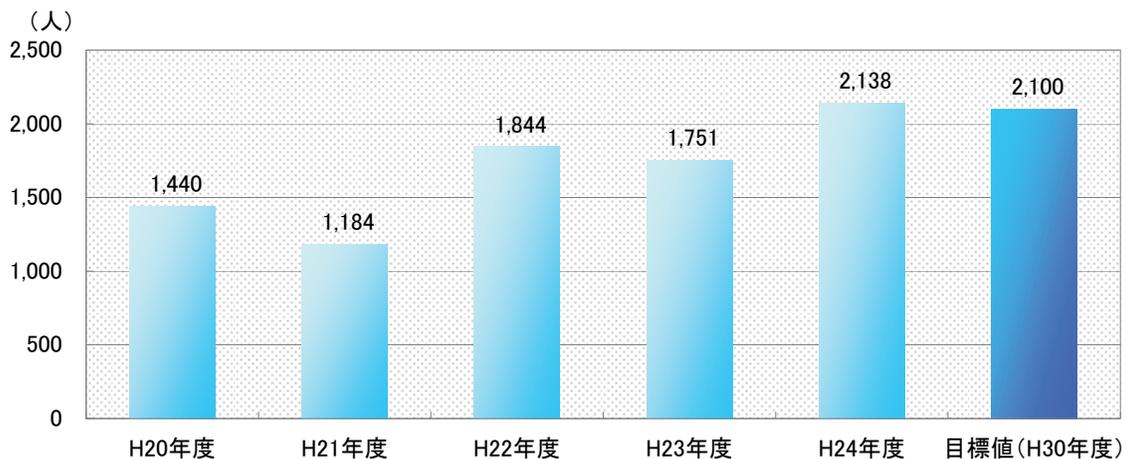
国においては、平成24年12月に消費者被害の防止や自らの利益の擁護及び増進のため、消費者教育の推進に関する法律が施行され、基礎自治体においても地域における消費者教育の推進に努めることが求められています。

大学や企業が集積している東京都では、特に若者や現役世代の消費者被害の防止が課題となっています。

調布市では、市報や調布エフエムなどを活用した情報発信や出前講座の開催などを通じ、被害防止に向けた啓発事業に取り組んでいます。消費者講座等の参加者数は増加しつつあり、引き続き啓発に有効な事業を展開し、消費者トラブルの未然防止と自立した消費者の育成を図っていく必要があります。

◆【まちづくり指標】消費者まつり，消費者講座等の参加者数

参加者数は年々増加傾向にあり、今後も消費者問題への関心を高めていく必要があります



資料：調布市事務報告書（文化振興課）

Column

【国】消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年 12 月）

- ・消費者教育が、事業者と消費者の情報の質・量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止することや、消費者が自主的・合理的に行動できるよう自立を支援するために重要であることから、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的に制定

<法律の概要>

- 1 消費者教育の定義や基本理念、国及び地方公共団体の責務などを定める
- 2 学校、地域における消費者教育の推進、人材の育成
- 3 消費者団体や事業者団体に消費者教育推進の協力を要請

【都】都道府県で全国初の消費者教育推進計画を策定（平成 25 年 8 月）

- ・消費者教育に積極的な取り組みを進めて行くため、消費者教育に関する調査結果を踏まえ、全国の都道府県で初めて策定
- ・大学や企業が集まっている東京の特性を踏まえて、「多様な主体との連携」、「若者の消費者被害の防止」など、特に重点的に取り組む世代・テーマ等を設定

会社員に向けて	大学生に向けて	子育て世代向けに向けて
企業と連携した取組を実施 ・クレジットカードの仕組みなど(新入社員向け) ・家族を守るための悪質商法の実態とその対処法など(中堅社員向け) ・金融商品による投資詐欺など(退職前の社員向け)	大学や大学生協等と連携して、インターネットやスマートフォン等の利用に伴うトラブルなど、最新の消費者被害情報を踏まえた大学生向けのセミナーや出前講座を開催	子育て支援団体との協働等により、家の中に潜む危険や子供服の危険についてビジュアル的に再現する模型・パネルの展示を実施

03-2 消費者相談の充実

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●消費生活相談員のスキルアップ	消費者相談に占める自主交渉率	65.1%	70.0%
●消費者トラブルの早期発見と支援		(H23)	(H30)

全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は減少しています。しかし、被害を受けても誰にも相談しない人、相談する場所がわからない人、自力で相談できない人など、データに反映されない潜在的被害者の拡大が懸念されます。高齢化とともに地域・家族のつながりが弱まる中、経済面や健康面等の不安につけ込んだ高齢者の消費者トラブルが増加しています。また、インターネットやスマートフォンの急激な普及に伴い、オンラインゲームや出会い系サイトなどによる被害が若者をはじめ幅広い年代に広がっています。

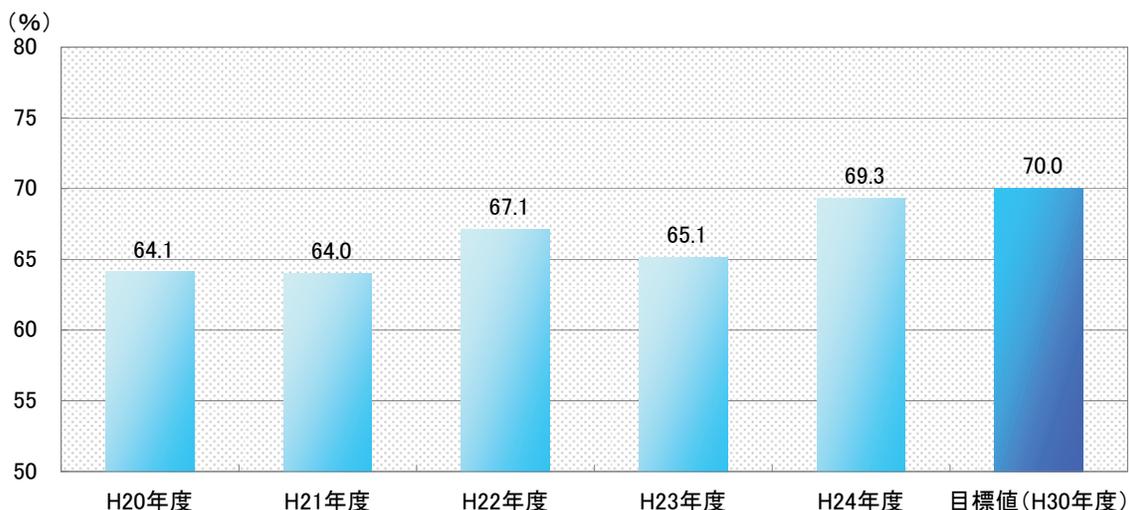
最近の多重債務相談では、平成 22 年完全施行された貸金業法の改正によりグレーゾーン金利が廃止されたことに伴い、消費者金融に起因する相談は減少傾向にあります。一方、多重債務に至る原因が、生活苦・低所得、病気・医療費、失業・転職などが上位となっていることから、その早期発見や生活再建などに対応するための横断的な相談支援体制の整備が求められています。

調布市では、専門の相談員を配置した消費生活相談室を設置し、消費生活に関する様々なトラブルや相談に対応しています。年間の消費生活相談件数はここ数年 1,500 件台で推移していますが、そのうち契約解除に関する相談が最も多く、約 3 割を占めており、中でもインターネットを利用したアダルトサイトに関する内容が増加しています。

今後は、複雑・多岐にわたる相談に対応するため、相談員のより一層のレベルアップを図るとともに、被害者に相談室の存在を知ってもらい、気軽に相談できる環境を整備することが求められています。

◆【まちづくり指標】消費者相談に占める自主交渉率

相談員のアドバイスにより、自ら解決に取り組む市民が増えつつあります



資料：文化振興課

※自主交渉率：相談件数（総数）のうち、相談員のアドバイスにより相談者自ら交渉を行った件数の割合

◆消費相談件数

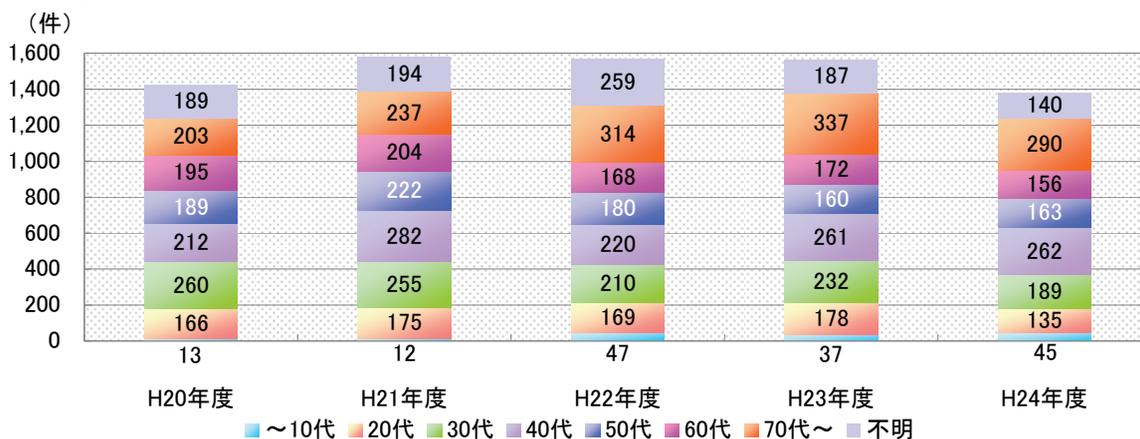
相談件数の総数は減少傾向です

平成 20 年度と平成 24 年度を比較すると、10、40、70 歳代の相談件数の増加がみられます

推移（総数）



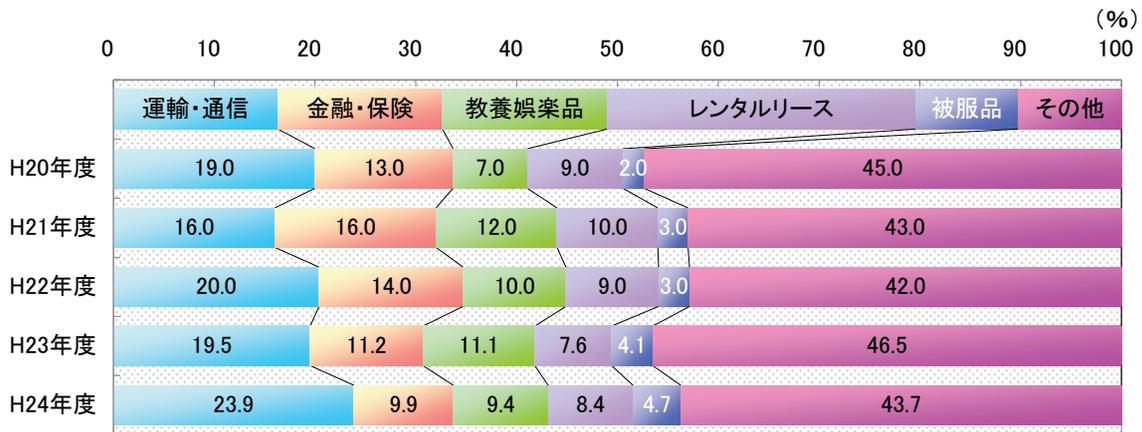
推移（年齢別）



資料：調布市事務報告書（文化振興課）

◆消費相談件数（商品別相談内訳）

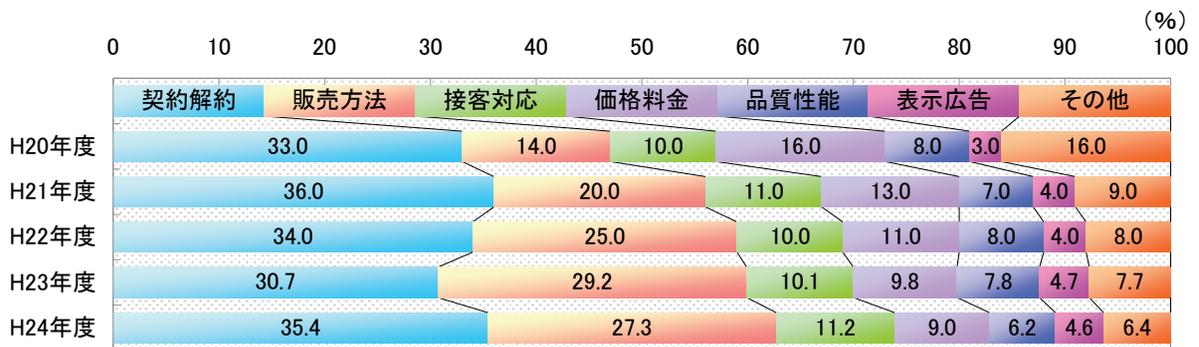
金融・保健分野が減少傾向である一方、運輸・通信は増加傾向で最も多くなっています



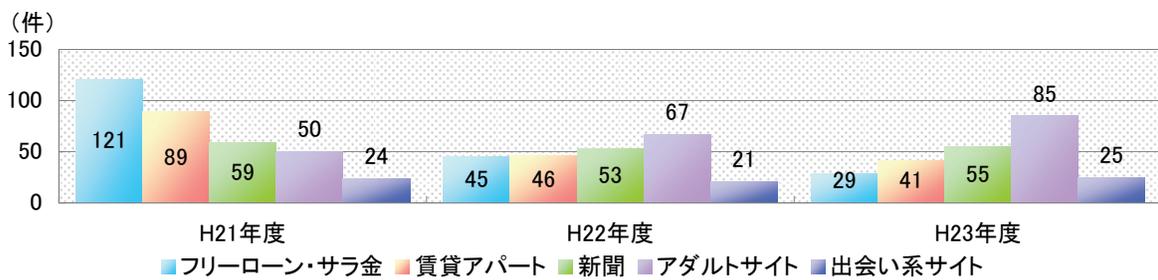
資料：調布市事務報告書（文化振興課）

◆消費相談件数（内容別相談内訳）

契約解約が最も多くなっていますが、販売方法に関する相談も増加しつつあります



「契約解約」の内訳

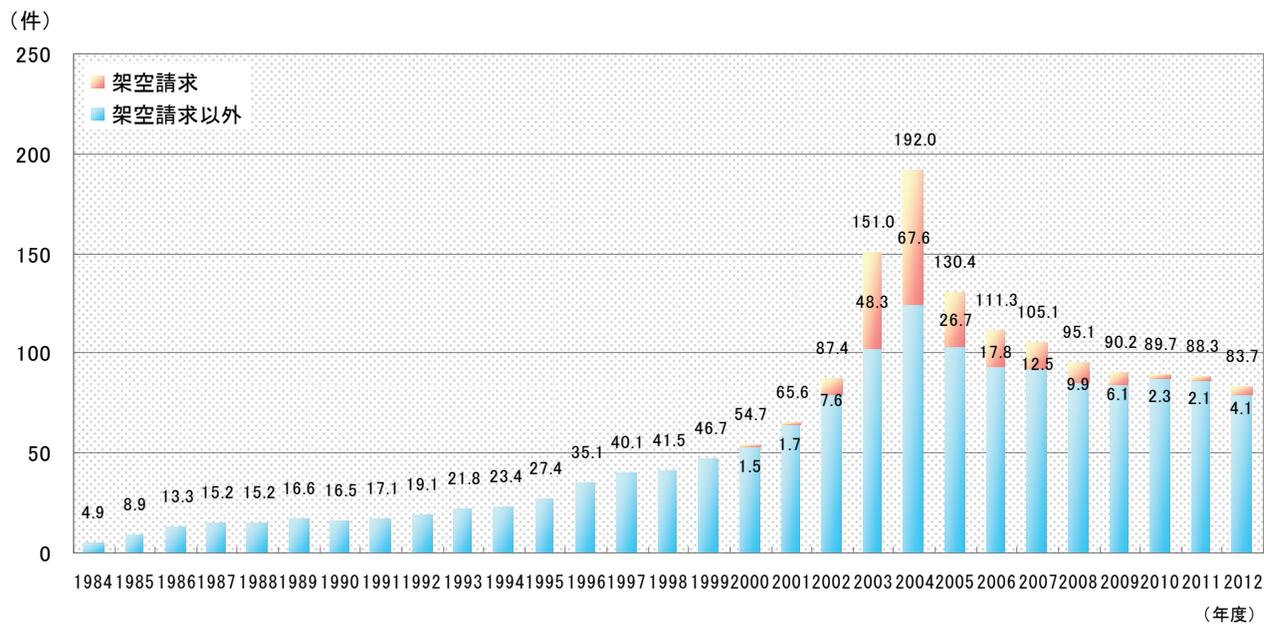


資料：調布市事務報告書（文化振興課）

Column

◆全国の消費生活相談の現状

- ・全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、平成16年度の約192万件をピークに、平成24年度は約84万件まで減少
- ・特に架空請求に関する相談は、平成16年度は約35%を占めたが、平成24年度は4.9%に減少
- ・消費者庁「消費者意識基本調査」（平成25年2月調査）によると、「健康被害」又は「金銭的な被害」を受けた人の30.7%が、被害を「誰にも相談したり、伝えたりしなかった」と回答しており、特に男性の大都市の居住者や一人暮らし世帯の割合が大きい。
- ・さらに、「誰にも相談したり、伝えたりしなかった」と回答した人の4割弱が「相談しても仕方ないと思った」と回答している。



資料：平成25年版 消費者白書